審査基準

令和7年6月13日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第105条の2第4項

処 分 の 概 要:運転経歴情報の記録

原権者(委任先):長野県公安委員会

法 令 の 定 め:道路交通法第104条の4第1項及び第2項(申請による取消し)、 第105条(免許の失効)、第105条の2第1項及び第3項(運転経歴 証明書及び運転経歴情報の記録)

> 道路交通法施行令第39条の2の5 (運転経歴証明書の交付等)、 第39条の2の6 (運転経歴証明書の交付等)

道路交通法施行規則第30条の8 (運転経歴証明書の交付等の申請の手続)、第30条の14 (運転経歴情報の記録等)

審 査 基 準:(判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)

標準処理期間:記録の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免 許に係る免許証を交付し、又は特定免許情報を記録した長野県公安 委員会に対して行われた場合にあっては、1日。

申 請 先:北信運転免許センター、東信運転免許センター又は中南信運転免 許センター

問い合わせ先: 東北信運転免許課北信運転免許センター (電話:026-292-2345)

備 考: